



国分寺市監査委告示第7号

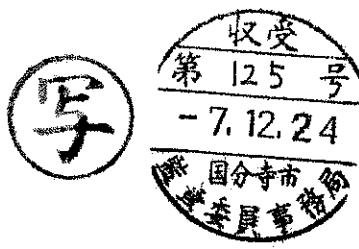
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年度財政援助団体監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があつたので、別紙のとおり公表する。

令和7年12月25日

国分寺市監査委員

輿水康次郎

木島崇



国政情収第702号

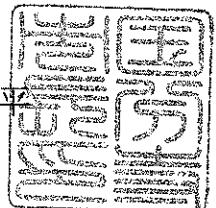
令和7年12月24日

国分寺市監査委員

輿水康次郎様

木島崇様

国分寺市長 丸山哲



令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置について
(報告)

令和7年3月26日付け国監発第34号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

令和6年度財政援助団体等監査の結果に関する報告書
(人権平和課)

1 国分寺市国際協会補助金交付決定通知について

令和5年度国分寺市国際協会補助金交付決定通知の交付条件に、廃止された条例名が記載されていた。補助金交付に係る重要な部分であるため、記載内容の点検は十分に行われたい。

(措置内容)

令和7年度国分寺市国際協会補助金交付決定通知の交付条件「2.」の記載を「個人情報について適切に取扱いを行うこと」に改めました。